

1

離婚の流れと取り決め事項

離婚に関連する夫婦間の取り決めや手続きは複雑かつ多岐にわたります。ここでは主な取り決め事項と離婚までの大まかな流れについてご紹介します。

取り決め事項（主なもの）

- ・親権 ※離婚届に記載が必要。
- ・お子さんの養育費（金額、支払方法、期間など）
- ・お子さんとの面会交流（頻度、場所、時間など）
- ・財産分与（土地建物、預貯金、生命保険、車など）
- ・年金分割
- ・別居期間中の生活費
- ・慰謝料

次ページを
ご覧ください

離婚の流れと作成する文書について

離婚は、取り決め事項の協議状況によって、主に（1）協議離婚、（2）調停離婚、（3）裁判離婚に区別され、取り決め事項を記した文書はその区分によって異なります（①～④）。文書は離婚後に作成することも可能ですが、なるべく離婚時に協議し、「債務名義」（※）を作成することをお勧めします。

（※）債務名義とは強制執行のために必要な文書です。次ページ「◎養育費の確保と強制執行について」をご覧ください。

夫婦の協議（取り決め事項など）

協議成立

協議離婚

私的書面の作成

合意内容を書面でとめます。

① 離婚協議書など

（債務名義でない）

公正証書の作成

費用：数万円（弁護士費用を含まない場合）

公証人役場で公正証書（強制執行認諾条項付）を作成します。合意内容を予めまとめておく必要があります。

② 公正証書

（強制執行認諾条項付）

債務名義

協議不成立

裁判離婚

家庭裁判所の調停

費用：数千円（弁護士費用を含まない場合）

離婚協議が成立しないときは、家庭裁判所に調停を申し立てます。離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費・面会交流の取り決めをします。調停の申し立てについては、裁判所ウェブサイト参照してください。

③ 調停調書

債務名義

裁判による判決

費用：数千円～数万円（弁護士費用を含まない場合）

調停でも離婚が成立しない場合は、離婚訴訟を提起できます。裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費、面会交流の決定をします。

④ 確定判決

債務名義

2

養育費・面会交流について

養育費と面会交流は子どもの健やかな成長を支える車の両輪と言われています。子どものことを第一に考えて誠実に話し合い、**後からトラブルを避けるためにも合意内容について文書（債務名義）を作成しましょう。**

養育費

養育費は子どもの監護や教育のために必要な費用です。**親権者でなくなったとしても、また、離婚原因に関係なく、親であれば支払う義務があります。**養育費の額は両親の合意により決まりますが、目安として「養育費算定表」が裁判所から公表されています。

〈取り決めの例〉

- ・子が18歳になるまで毎月X日にXX口座にX万円振り込む。
- ・大学等へ進学の際の負担については改めて協議する。 など

面会交流

面会交流とは、子どもと離れて暮らす父母が子どもと定期的、継続的に交流することです。親だけでなく子どもにとって最も良い面会交流のために、両親の協力は不可欠です。

〈取り決めの例〉

- ・毎月X回、XXに迎えに行きX時間面会する。 など

養育費等相談支援センター（こども家庭庁委託事業）のWEBサイトに、養育費や面会交流に関する様々な情報が掲載されています。（「養育費等相談支援センター」で検索）

養育費の確保と強制執行について

養育費の支払いが滞ったときに給与などを差し押さえる「**強制執行**」の申し立てを行うためには「**債務名義**」である文書が必要です。確実に養育費を確保するために債務名義を作成しましょう。なお、前ページのうち、②公正証書（強制執行認諾条項付）、③調停調書、④確定判決が債務名義にあたります。



富山市では養育費に関する公正証書などの債務名義作成の補助（最大3万円）を行っています。詳細は、下記のWEBサイトやチラシをご覧ください。

3

富山市のひとり親支援

富山市では、国の制度である児童扶養手当などのほか独自のひとり親家庭の支援事業を実施しています。詳細は、「プチッとギュッとガイド」やWEBサイト「育さぽとやま」をご覧ください。（※）「プチッとギュッとガイド」はこども福祉課や各行政サービスセンターでも配布しています。

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成
- 自立支援（資格取得の支援など）
- 子どもの学費支援（奨学金給付など）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- 学習支援事業 など

プチッとギュッと
ガイド



育さぽとやま
（ひとり親支援）



MEMO